

1 再整備検討の方向性について（新プラン）

- ① 市大附属2病院と医学部等の再整備は、令和2年度策定の「再整備構想」の方向性を踏まえ、附属2病院を1つに集約した新病院と医学部等（医学部の教育・研究施設）を、最有力候補地の米軍根岸住宅跡地（以下「根岸住宅地区」）に一体的に整備することとして、基本計画の検討を行ってきました。
- ② 令和3年度から5年度まで、市と市大で具体的な課題を検討した結果、新病院は浦舟地区、医学部等は根岸住宅地区に整備することを基本として、基本計画の策定を進めることとなりました。

- ・ 令和5年12月27日 経営会議報告（2項会議）
- ・ 令和6年2月7日 基地対策特別委員会報告
- ・ 令和6年2月15日 政策・総務財政常任委員会報告

2 具体的な課題の検討経過

整備案	メリット	デメリット
根岸地区案 <u>新病院、医学部等を根岸住宅地区に一体整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・新病院、医学部等を更地の同一敷地内に一体的に整備可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・新病院整備による渋滞の抜本的な解消ができず、救急車両のアクセスに支障が生じる ・バスの大幅な増便が必要（ピーク時30台/h） ・根岸住宅地区に新病院、医学部等の土地取得費が必要
新プラン <u>新病院を浦舟地区に整備し、医学部等を根岸住宅地区に整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内広域から救急車両のアクセス確保が可能 ・複数の公共交通機関が利用可能で患者等の利便性が高い。 ・新病院整備のための新たな土地取が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・新病院と医学部等が約1キロメートル離れる対策が必要

令和3年度に「市・市大ワーキングボード」を設置し、市と市大が一体となって検討を開始

R4.4 事業費、事業手法、交通アクセス検証等の検討、交通量等実態調査を実施 *交通アクセスは課題として市民意見あり

R5.6 交通アクセスの課題や建築資材高騰を踏まえ、複数の候補地について検討開始

R5.12 新病院を浦舟地区、医学部を根岸住宅地区に整備することを基本として基本計画の策定を進めることを市と市大で確認

3 新プランの課題

浦舟地区の新病院と根岸住宅地区の医学部等が、約1キロメートル(車:約4分、徒歩:約15分)離れるという課題について、次の対策を検討します。

《検討事項》

- ① 臨床研究を行う一部の研究室の新病院内での確保を検討
- ② 医師・学生の控室及び講義室の新病院内での確保を検討
- ③ 新病院と医学部等の移動手段として、シャトルバス等の検討



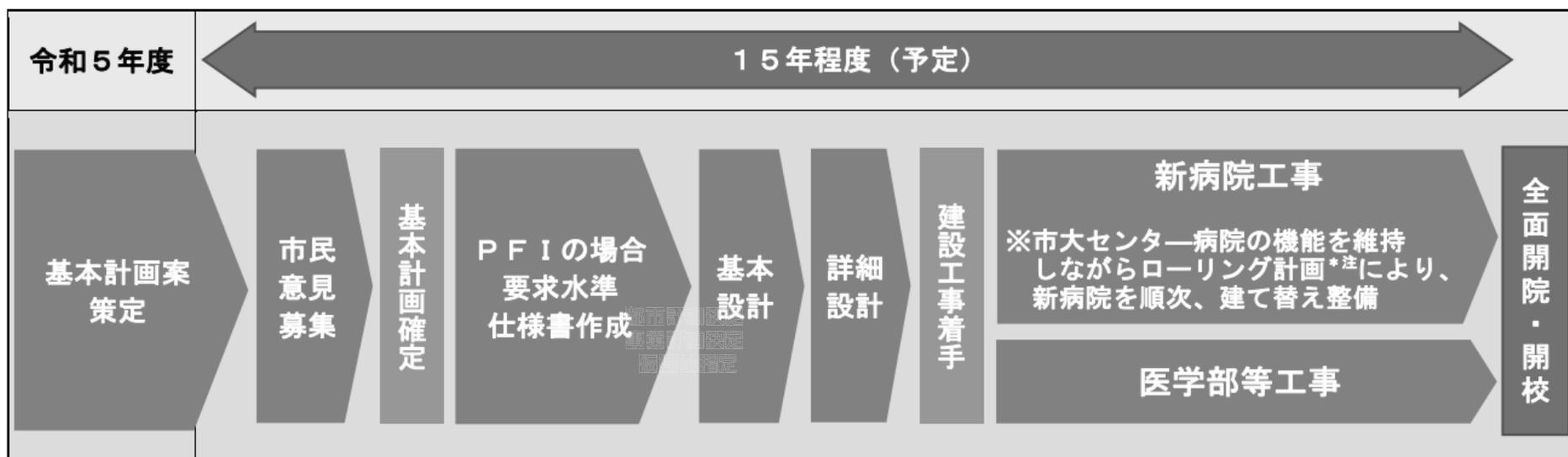
4 今後のスケジュール

(1) 基本計画

前提条件の見直しに伴い、令和6年度に基本計画案策定、令和7年度に市民意見募集を経て確定

(2) 全体スケジュール

具体的な工事期間については、工法を含め、基本計画の中で検討



*注 『ローリング計画』 病院機能を維持しながら、部分的に解体→建設→移転を繰り返して最終的に工事を完了する計画

- ・具体的な工事期間については、工法を含め、基本計画の中で検討
- ・老朽化により再整備の必要性和緊急性が高い、市大センター病院救急棟などの早期整備を検討

評価の記入について

○ 評価の記入について

「令和5年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」につきまして、委員の皆さまの専門的な見地から、「評価」及び「評価をつけた理由」、また、「総合的な評価コメント」の記入をお願いします。

○ 評価基準

評価欄には、下記の評価基準を参考に、枠ごとに S・A・B・C・D で評価を記入してください。

- S：計画を大きく上回って実施している、または特筆すべき状況にある
- A：計画を上回って実施している
- B【標準】：計画どおり実施している
- C：計画を十分に実施していない
- D：重大な改善事項がある

○ 今後のスケジュール（日程の目安）

本日以降 記入様式を各委員あて送付

↓ ※ 評価期間

7/22（月） 記入様式 返送期限

↓ ※ 事務局でとりまとめ、評価（素案）を作成します

8/2（金） 評価（素案）を各委員に照会

↓ ※ 各委員において素案のご確認をお願いします

8/8（木） 評価（素案）の返送期限

↓ ※ ご意見等を踏まえ、事務局で評価（原案）の作成します

8/22（木） 法人評価委員会で評価（原案）を提示

■ 評価記入様式

委員名

【評価基準】※「B」を標準とする5段階評価です

- S: 計画を大きく上回って実施している、
または特筆すべき状況にある
- A: 計画を上回って実施している
- B: 計画どおり実施している【標準】
- C: 計画を十分に実施していない
- D: 重大な改善事項がある

		評価 ※プルダウン リストあり	進捗状況の確認にあたっての意見 ※優れた点・特色ある点・更なる充実が期待される点をご記入ください。
I 教育	1	新たな時代を見据えた教育の提供	進捗状況の確認にあたっての意見 ※優れた点・特色ある点・更なる充実が期待される点をご記入
	2	5学部6研究科における教育の充実	
	3	時代に即した学修環境・学生支援の提供	
	4	多様で優秀な人材の獲得と輩出	
	5	社会人の学び直し	
II 研究	1	先進的・学際的研究等の推進	
	2	オープンイノベーションの推進	
	3	研究基盤の強化及び支援体制の整備	
III 医療	1	患者本位の医療の提供と患者安全の取組	
	2	質の高い医療の提供	
	3	政策的医療への貢献、地域医療の推進	
	4	明日を担う質の高い医療人材の育成と活用	
IV 法人経営	1	経営改革を強力に推進するガバナンスの強化	
	2	不断の経営改革及び持続可能な経営のための自己収入確保	
	3	コンプライアンス推進、リスクマネジメントの確立	
	4	教職員エンゲージメントの向上	
	5	YCUの価値向上	
	6	課題解決を目指した地域社会との協働の推進	
	7	医学部・病院再整備事業及び統合を見据えた取組の推進	
	8	環境への配慮や交流を意識したキャンパスづくり	
V 自己点検及び評価			
VI 地域貢献			
VII グローバル展開			

全体評価	
------	--

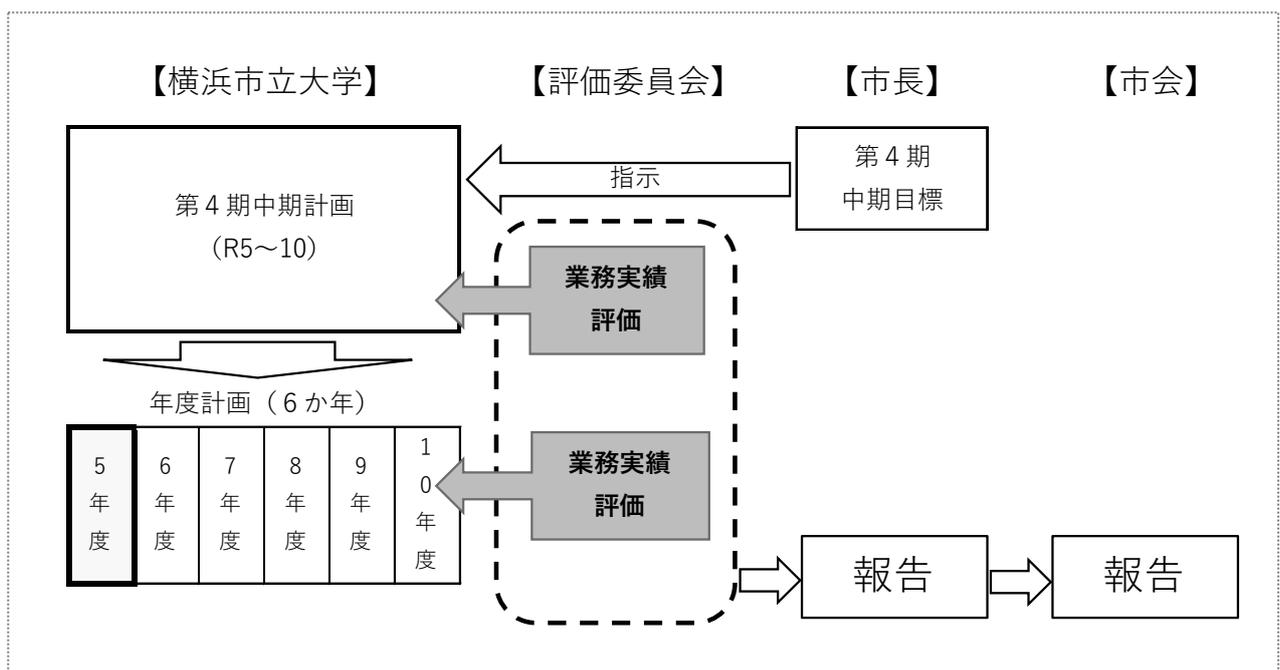
横浜市公立大学法人評価委員会における評価の考え方・進め方（案）

1 評価の基本方針

- (1) 第4期（令和5年度～10年度）中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の進捗状況を書面及びヒアリング等により確認し、総合的な評価を実施するとともに、市民に分かりやすく公表する。
- (2) 市立大学の質的向上に資するよう、意欲的な取組を積極的に支援するほか、専門的観点から課題点を指摘するとともに、過去の指摘事項が大学運営に的確に反映されているかを確認する。
- (3) 自主的・自律的な大学運営の実現を目指し、市立大学全体の組織・業務等の改善・充実を図る観点から、目標設定の妥当性についても検討し、必要に応じて計画の修正を求める。

2 評価の種類

- (1) 年度評価：各年度計画の実施状況を確認すること等により、業務の実績について評価を行う。
【評価の視点】
 - ・評価を通じて改革のための取組を積極的に支援すること。
 - ・組織、業務等について、改善の方法等を明らかにすること。
- (2) 中間評価：中期目標期間（6年間）の4年目終了時に、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績についての中間評価（みなし評価）を行う。
【評価の視点】
 - ・次期中期計画の策定に向けて、法人が業務運営の改善に適切に反映するための評価であること。
- (3) 総合評価：中間評価の結果や、法人評価委員会において指摘された留意点等を踏まえ、中期目標期間における総合的な評価を行う。



3 年度計画・評価の法定廃止に伴う対応

令和5年6月の地方独立行政法人法の改正により、法定上、公立大学法人における年度計画及び年度評価は廃止された。

横浜市立大学は経過措置（※）の対象となっており、現中期目標期間中は廃止・継続のどちらも選択できるが、市会等への法人の状況説明の必要性や、年度計画・評価のPDCAサイクルとしての有用性から、引き続き、年度計画の策定及び年度評価を継続して実施する。

ただし、実施にあたっては、法定廃止の背景となった法人での業務負担軽減に配慮し、中期計画に掲げる指標を「定性的指標」「定量的指標」「重点指標」等で整理して、年度計画を策定し、それらに基づいた業務実績評価を行う。

※ 経過措置：令和5年度末日までに開始した中期目標期間中は、なお従前の例により、新法は令和6年4月1日以後に開始する中期目標期間から適用される。

4 評価基準

わかりやすさを考慮し、第4期中期目標期間の評価から、Bを標準とする5段階による評価を行う。

【第3期中期目標期間の評価基準】

S：計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している
A【標準】：計画を順調に達成している
B：計画を十分には達成できていない
C：計画をほとんど達成していない

【第4期中期目標期間からの評価基準】

S：計画を大きく上回って実施している、または特筆すべき状況にある
A：計画を上回って実施している
B【標準】：計画どおり実施している
C：計画を十分に実施していない
D：重大な改善事項がある

5 令和6年度に実施する業務実績評価の流れ

- ・～6月末：法人が「令和5年度の年度計画における業務実績報告書」を作成し、自ら評価を行う。
- ・7月4日：法人評価委員会において、法人が令和5年度の業務実績及び自己評価結果を報告する。
委員は、書面及び法人からのヒアリングにより年度計画の実施状況等を調査・確認する。
- ・～8月上旬：委員は調査・確認した内容に基づき、個別に業務実績の分野別の評価を実施する。
- ・8月22日：法人評価委員会において、各委員が実施した評価に基づき、委員の協議により法人評価委員会としての評価を取りまとめる。

6 評価における法人の留意事項

(1) 取組項目毎の実施状況の把握・確認

中期計画・年度計画等に位置付けられた取組項目毎に、実施状況、成果や達成状況、取組の方向性や課題等を客観的かつ簡潔に整理する。また、成果指標として設定された項目に限らず、実績数値等の把握・整理に努める。

(2) 経営層による分野別の評価

取組項目毎の把握に基づき、法人自ら、分野毎に、教育や研究・診療等の業務の質の向上、運営や財務の改善・効率化の観点から、客観的な評価を行い、その結果を明記するよう努める。

(3) 社会経済状況等の変化の反映

社会経済状況等の変化や、これに伴う法人に求められる役割・期待等を的確に捉え、必要に応じ、今後の取組の方向性や課題等を検討し明確化する。さらに必要な場合は、目標の修正を検討する。

(4) 過年度の評価委員会からの指摘事項への対応

過年度の評価において指摘された事項に関する法人の取組状況については、原則次年度の法人評価委員会において説明する。